

広 資 料 第 1 2 6 号
令 和 7 年 1 0 月 1 5 日
健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 課
市 民 情 報 提 供 資 料

武蔵村山市立のぞみ福祉園の指定管理者候補者について（報告）

このことについて、令和7年10月6日付で武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会から別紙のとおり報告がありましたので、お知らせします。

令和 7 年 10 月 6 日

武蔵村山市長
山崎 泰大 様

武蔵村山市公の施設の指定
管理者候補者審査委員会
委員長 石川 浩喜

武蔵村山市立のぞみ福祉園指定管理者候補者について（報告）

このことについて、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱（平成 17 年武蔵村山市訓令（甲）第 16 号）第 2 条の規定により、武蔵村山市立のぞみ福祉園の指定管理者候補者を選定したので、別紙のとおり報告します。

武蔵村山市立のぞみ福祉園指定管理者
候補者について（報告）

令和7年10月

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会

目 次

はじめに	1
I 審査の経過	2
1 対象施設	2
2 申請及び審査の経過	2
3 申請状況	2
II 審査の結果	3
1 審査の方法	3
2 審査の結果	3
3 審査の講評	5
III 参考資料	6
1 審査委員会設置要綱	6
2 審査委員会委員	7
3 指定管理者申請要領	8
4 審査委員会審査要領	28

はじめに

本報告書は、武蔵村山市立のぞみ福祉園に係る指定管理者候補者選定に当っての審査の経過及び結果等について報告するものです。

当該施設については、平成18年4月から指定管理者制度が導入され、その管理運営が行われてきたところですが、令和8年3月31日をもって当該指定管理の指定の期間が満了することから、次期指定管理者の申請を非公募により行いました。

指定管理者候補者の選定に当たっては、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱に基づき、審査委員会を設置し選定することとされております。

当該要綱によって設置された本審査委員会は、8月25日に会議を開催し、指定管理者指定申請をした団体の説明(プレゼンテーション)及び申請書類を基に、厳正な審査を行い、指定管理者候補者を選定いたしました。

ここに、指定管理者候補者には、武蔵村山市立のぞみ福祉園の設置趣旨に沿った管理運営を行っていただき、十分な成果を上げられ市民福祉の向上が図されることを期待するものです。

令和7年10月

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会

委員長 石川 浩喜

職務代理 雨宮 則和

委員 乙幡 康司

委員 増田 宗之

(順不同)

I 審査の経過

1 対象施設

武蔵村山市立のぞみ福祉園
(武蔵村山市本町五丁目22番地の1)

2 申請及び審査の経過

期日	経過
令和7年 7月 2日(水)	申請要領の配布
令和7年 7月 30日(水)	指定申請書の收受
令和7年 8月 25日(月)	<p>審査委員会</p> <p>1 委員長代理の指名について</p> <p>2 審査委員会の会議の取扱い等について</p> <p>(1) 審査委員会の会議の非公開について</p> <p>(2) 審査委員会審査要領の制定について</p> <p>(3) 審査委員会の会議の進め方等について</p> <p>3 武蔵村山市立のぞみ福祉園の指定管理者候補者の審査について</p> <p>(1) 募集の経過等</p> <p>(2) 書類の審査</p> <p>(3) 説明 (プレゼンテーション)</p> <p>(4) 審査及び選定</p> <p>① 審査及び採点</p> <p>② 選定</p> <p>③ 講評</p> <p>4 報告書 (案) の検討について</p> <p>5 その他</p>

3 申請状況

次の団体から指定申請書の提出がありました。
社会福祉法人 武蔵村山市社会福祉協議会

II 審査の結果

1 審査の方法

審査委員会では、審査要領に基づき、申請団体の名称を明らかにするとともに当該団体が申請要領に示された応募資格等を満たしていることを確認した上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）の内容及び当該団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）をもとに、あらかじめ定められた審査基準に従って審査、選定を行いました。

審査の方法は、提出書類による審査の結果並びに当該団体による提出書類の内容に関する説明及び質疑応答の結果に基づき、個別に各委員が審査基準の各項目について1点から5点までの点数を付すこと（以下「採点」という。）により行いました。

選定に当たっては、各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（以下「評点」という。）の合計が過半点に満たない場合又は評点の小計のいずれかが満点の10分の3に満たない場合は、失格とすることとしました。

2 審査の結果

審査委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を武藏村山市立のぞみ福祉園の指定管理者候補者として選定しました。

指定管理者候補者　　社会福祉法人　武藏村山市社会福祉協議会
所 在 地：　武藏村山市学園四丁目5番地の1
代 表 者：　会長　大谷　恵美子

武藏村山市立のぞみ福祉園指定管理者候補者審査基準による採点

審　査　基　準	武　藏　村　山　市 社会福祉協議会
1 利用者の適切なサービス受給が確保されるものであること。（10点）	7.6
(1) 関係する法律、条例などに基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	3.8
(2) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	3.8
2 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。（30点）	21.8
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	3.8
(2) 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。	4.0
(3) 自主事業計画書の内容は適切か。	3.5
(4) 利用者に対するサービス向上策は適切か。	3.5
(5) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	3.5
(6) 苦情受付体制が整備されているか。	3.5
3 管理に要する経費の縮減を図るものであること。（20点）	13.1
(1) 総合的に収支予算が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	3.3
(2) 経費節減の方策は適切か。	3.0
(3) 人件費の設定は適切か。	3.3
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	3.5
4 管理を安定して行う能力を有するものであること。（20点）	14.5
(1) 法人の経営状況に問題はないか。	3.5
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。	3.5
(3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。	3.5
(4) 同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を期待できるか。	4.0
5 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。（10点）	7.5
(1) 関係機関や地域住民との連携及び協力を行うことが期待できるか。	3.5
(2) 利用者の障害特性に応じた支援を行うことが可能か。	4.0
6 その他、当事業を行う法人として適正であること。（10点）	7.1
(1) 将来的に事業を更に充実させていく能力があるか。	3.3
(2) 総合的に施設を適切に運営していく能力があるか。	3.8
合　計　点　数	(計100点)
	71.6

3 審査の講評

選定された団体については、管理運営に関する基本的な考え方が、武蔵村山市立のぞみ福祉園の設置趣旨や指定管理者制度の導入意図に合致していたほか、中立性・公平性の確保の観点からも適当な団体であると判断しました。

特に、今までの指定期間中に利用者及び地域との間に培ってきた信頼関係に基づく安定した事業運営については評価できるものです。

引き続き、利用者の福祉の増進に資する安定的な施設の運営に努めていただきたい。また、市障害福祉施策の一翼を担う施設として研修の受け入れなど福祉サービス人材の育成に取り組みながら、事業運営においては新たな販路先の開拓など利用者の工賃向上への取組や地域でともに安心して暮らすための関係を築く自主事業の展開などにもより一層力を入れていただくことを期待します。

III 参考資料

1 審査委員会設置要綱

武藏村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱

平成 17 年 10 月 13 日
訓令（甲）第 16 号

（設置）

第 1 条 武藏村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年武藏村山市条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条ただし書の規定により公募によらずに指定管理者に公の施設の管理を行わせようとする場合における条例第 4 条第 1 項の規定による指定管理者の候補者の選定を行うため、武藏村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、指定管理者の候補者を選定しようとする公の施設（以下「当該公の施設」という。）ごとに置くものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、複数の当該公の施設について一の審査委員会を置くことができる。

（所掌事項）

第 2 条 審査委員会は、条例第 2 条ただし書の規定により公募によらずに公の施設の管理を行わせようとする団体が条例第 3 条の規定によりした申請の内容を審査し、当該団体（以下「申請団体」という。）を指定管理者の候補者とするとの適否について市長に報告する。

（組織）

第 3 条 審査委員会は、委員長及び委員 3 人をもって組織する。

2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（1）委員長 副市長

（2）委員 企画財政部長、総務部長及び当該公の施設の所管部長

（委員長）

第 4 条 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、非公開とする。

3 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(説明の聴取)

第6条 審査委員会は、指定管理者の候補者の選定に必要と認めるときは、申請団体の代表者又はその関係者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、当該公の施設を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則 略

2 審査委員会委員

武藏村山市の施設の指定管理者候補者審査委員会委員名簿

氏 名	区 分	備 考
石 川 浩 喜	副市長	委員長
雨 宮 則 和	企画財政部長	職務代理
乙 幡 康 司	総務部長	
増 田 宗 之	当該公の施設の所管部長	

(順不同：敬称略)

3 指定管理者申請要領

武藏村山市立のぞみ福祉園

指定管理者申請要領

武 藏 村 山 市

要領の趣旨

武蔵村山市（以下「市」という。）は、雇用されることが困難な方について、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を提供することを目的に、武蔵村山市立のぞみ福祉園（以下「のぞみ福祉園」という。）を、昭和61年4月1日に開設した。

施設の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、平成18年4月から指定管理者制度を導入しているが、令和8年度からの新たな指定期間の開始に向け、武蔵村山市の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年武蔵村山市条例第20号。以下「手続条例」という。）第3条の規定による申請に関する必要な事項を本要領により定めるものとする。

第1 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
武蔵村山市立のぞみ福祉園	武蔵村山市本町五丁目22番地の1

2 事業の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型事業

3 施設の規模等

建 物	鉄筋コンクリート造、地上2階建
延床面積	1,095.90m ² （1階627.51m ² 、2階468.39m ² ）
敷地面積	4,218.28m ² （うち1,790.46m ² は借地）
施設の内容	作業室、相談室、食堂、事務室等

4 施設利用の状況

定員（1日当たりの利用人員） 45人

第2 管理運営の条件

1 管理運営の基本方針

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえ、以下の基本方針に基づいて施設の管理運営を行うこと。

- (1) 関係法令、条例、規則等を遵守し、のぞみ福祉園の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保すること。
- (3) 利用者の意見及び要望を適切に管理運営に反映し、サービス向上に努めること。
- (4) 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営に努めること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。

2 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 管理運営の基準

(1) 開館時間

午前9時から午後5時までとする。

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(2) 休館日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

ウ 1月2日及び同月3日

エ 12月29日から同月31日までの日

ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(3) 管理業務に従事する職員の配置基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第199条において準用する同省令第186条に規定する従業者の員数に加えて必ず栄養士1人を配置し、その他必要な従業者を配置すること。

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

ア 施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型事業

イ 食事提供

施設利用者に対して給食（昼食）を提供し、適正な栄養の確保を図るとともに食事指導を行うこと。

ウ 日常生活等の援助

あいさつ、洗面、着脱衣等の指導、援助等を行うこと。

エ 社会的活動の援助

買物実習、宿泊実習、会社見学及び一般就労活動を指導及び援助すること。

オ 相談援助

利用者等からの療育及び生活上の相談に応じるとともに、退所後の円滑な地域生活移行のための相談支援及び訪問指導を積極的に行うこと。

カ 市行事等への参加

市行事等への参加又は自主行事を企画し、地域との交流を積極的に図ること。

キ 利用者の送迎サービス

送迎を希望する利用者に対しては、無料で送迎サービスを行うこと。なお、送迎サービスに必要な車両は、指定管理者が用意すること。

ク 施設、設備及び備品の維持管理又は修繕を行うこと。ただし、大規模修繕は除く。

ケ 手続条例第7条に規定する事業報告書等を提出すること。

コ のぞみ福祉園内に従業者（常時通勤する再委託事業者を含む。）が通勤のため使用する自家用車を駐車する場合は、指定管理者が駐車料金を徴収し、別に定めるところにより市に納入すること。なお、駐車料金については、別途通知する。

サ その他市長と指定管理者とが協議して必要と認める業務。

(5) その他の重要事項

ア 利用者に対する直接的な支援以外の業務（清掃、エレベーター等の保守点検等）については外部業者に委託することが可能である。ただし、給食業務については、当該施設外での調理は認めない。また、施設維持管理等に関する要求水準は次のとおりとする。

委託業務名	仕 様
清掃	<p>1 日常における清掃 建物内の床及び壁については、ごみ、ほこり等のない衛生的な状態を保持すること。</p> <p>2 通常清掃 床面、畳、便器及び洗面器については年10回実施すること。</p> <p>3 特別清掃 窓ガラス、サッシ、換気扇等については年2回実施すること。 カーテン、照明器具、室内空調吹出口、ベランダ、スロープについては年1回実施すること。</p>
警備	<p>1 施設内の秩序 館内の巡視により、不審者の侵入及び不審物の放置等異常がないかを確認すること。また、施錠の確認等を行うこと。</p> <p>2 開館はおおむね8時、閉館はおおむね18時に行い、閉館後の警備については機械警備により対応すること。</p>

廃棄物処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年武蔵村山市条例第14号）その他の関係法令を遵守し、当園から排出する廃棄物を事業系一般廃棄物として、適切に処理すること。
圧力槽清掃	年1回実施すること。
エレベーター保守点検	定期点検を月1回実施すること。
冷暖房設備保守点検	年3回実施すること。
カーテン防炎加工処理	年1回実施すること。
消防用設備保守管理	消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところにより、年4回実施すること。
自家用電気工作物保守点検	月1回実施すること。
高圧・低圧電気設備点検	年1回実施すること。
自動ドア保守点検	年4回実施すること。
トイレ尿石防止剤設置	月1回入れ替えること。
建築設備定期検査	年1回実施すること。（エレベーター定期検査を含む。）
特殊建築物定期検査	令和10年度及び令和13年度に実施すること。
植木せん定	園敷地内の高木、低木について、年1回実施すること。
除草	園敷地内の必要な個所につき年1回実施すること。
細菌検査	利用者（調理に携わる者に限る。）及び職員を対象に月1回実施すること。
福祉サービス第三者評価	東京都福祉サービス評価推進機構の認証を受けた評価機関による評価を令和8年度に受審すること。

イ 業務の実施に当たり、電気、ガス、水道等の諸設備に必要な光熱水費は、指定管理者が負担する。

ウ 個人情報の保護及び情報公開における指定管理者の責務

（ア）個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第30号）の規定を遵守し、個人情報の保護に関し適切な措置を講じなければならない。指定管理者が行う管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

（イ）情報公開

指定管理者は、のぞみ福祉園の管理運営に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講じなければならない。このため、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）に準拠した規程を設けるものとする。

エ 次に掲げる法令等の規定を順守すること。

（ア）法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び施行規則

- (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
 - (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
 - (オ) 手続条例及び武蔵村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年武蔵村山市規則第38号）
 - (カ) 個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）
 - (キ) 武蔵村山市個人情報保護条例及び武蔵村山市個人情報保護条例施行規則（平成18年武蔵村山市規則第25号）
 - (ク) 武蔵村山市情報公開条例及び武蔵村山市情報公開条例施行規則（平成18年武蔵村山市規則第27号）
 - (ケ) 武蔵村山市暴力団排除条例（平成24年武蔵村山市条例第34号）
- オ 賠償責任保険（死亡時の保険金額3,000万円以上）に加入すること。
- カ 就労継続支援B型事業利用の契約、歳入等の事務分担については次のとおりとする。

項目	市	指定管理者
就労継続支援B型事業利用の契約		○
利用者の入所調整	○※1	○
実費の徴収		○
実費以外の歳入	○	○※2

※1 訓練等給付費の支給決定は、市が行う。

※2 訓練等給付費自己負担金の徴収は、指定管理者が行い、別に定めるところにより市に納入する。

- キ 敷地のうち借地分の借地料については、指定管理料とは別に市が土地所有者に支払を行う。
- ク 指定管理期間中に、利用定員の増加、事業の拡充その他の事由が生じたときは、別途協議する。

4 管理運営に要する経費

(1) 指定管理料

市は、予算の範囲内において管理業務に係る委託料（以下「指定管理料」という。）を指定管理者に支払う。指定期間を通じた指定管理料の限度額については、地方自治法第214条に規定する債務負担行為により設定し、当該設定額は、指定管理業務の適正な水準を確保するため、指定管理者の候補者から申請時に提出された収支予算書等に基づき適切に算出した指定期間全体の指定管理料の総額とする。

なお、指定期間中各年度の指定管理料については、債務負担行為の設定額を上限に市と指定管理者が協議を行い、予算編成を通じて年度ごとに決定する。

(2) 支払方法及び経理方法

ア 支払方法

指定管理料は、会計年度ごとに、指定管理者からの請求に基づき、分割して支払う。

なお、支払の方法、回数については、市と指定管理者が協議して定める。

イ 経理方法

指定管理者は、指定管理業務に係る経費とその他の業務に係る経費を区分すること。

なお、当該経費及び収入については専用の口座で管理すること。

5 市と指定管理者の責任分担

市と指定管理者の責任分担については、おおむね次の表のとおりとする。詳細については、協定締結の際に定める。

項目	市	指定管理者
施設の運営（苦情対応、運営に係る総務及び経理業務を含む。）		○
施設の維持管理（清掃、施設設備等の日常点検、光熱水費の支払等）		○
災害時対応（※1）	○ 指示	○
災害復旧	○	
施設、設備等の大規模修繕（50万円以上）	○	
備品（※2）	新規購入	○
	修繕	○
利用者に対する賠償責任	○	○
施設、設備等の損傷の回復	○	○
包括的管理責任	○	

※1 指定管理者は、利用者に対する第一次的な責任を有し、施設又は利用者が被災した場合は、迅速かつ適切に対応し、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちに市に報告する義務を負う。

※2 市が配置した備品は、指定管理者が管理すること。新規で購入を要するものについては、原則として指定管理者が調達すること。なお、指定管理者が調達した備品の帰属については別途協議するが、購入に当たっては事前に市に報告すること。

第3 申請の手続

1 申請書の提出

(1) 申請受付期間

申請書の提出は、令和7年7月22日（月）から同年8月1日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出先

武蔵村山市健康福祉部障害福祉課（武蔵村山市民総合センター1階）

住所 〒208-8502 武蔵村山市学園四丁目5番地の1

電話 042-590-1185

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、締切日に必着のこと）で提出するものとする。

ファクシミリ、電子メール等による提出は、認めない。

(4) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

2 提出書類

	書類の名称	様式
1	指定管理者指定申請書	第1号様式
2	事業計画書（5年間）	指定様式1
3	収支計画書（5年間）	指定様式2
4	法人の定款	任意様式
5	法人の登記事項証明書（全部証明）	当該証明書
6	法人の経営状況を示す書類 (1) 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの（直近3年分） (2) 財産目録及び事業報告書又はこれに類する（直近1年間） (3) 令和7年度の法人の事業計画書及び収支予算書	任意様式
7	納税証明書 (1) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3） (2) 都税（法人事業税、法人都民税）に係る納税証明書 (3) 市税（法人市民税）に係る納税証明書	当該証明書
8	法人の就業規則又はこれに準ずる定め（直近1年間）	任意様式

3 申請に係る留意事項

(1) 虚偽又は不正の記載

申請書類に虚偽又は不正の記載があった場合は、失格とする。

(2) 申請の辞退申請書類の提出後に申請を取り下げようとする場合は、書面にて辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 申請書類の取扱い

- ア 申請書類は、理由のいかんを問わず返却しない。
- イ 申請書類の著作権は申請団体に帰属する。ただし、指定管理者制度による施設の管理内容の公表及びその他市が必要と認める場合には、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ウ 提出書類の提出後は、その内容を変更し、又は追加することができない。

第4 指定管理者候補者の選定

1 審査基準

資料「武蔵村山市立のぞみ福祉園指定管理者候補者審査基準」のとおり。

2 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、手続条例等の規定による選定基準に基づき、提出された申請書類及びプレゼンテーションの2段階による審査を行い、申請をした法人が審査基準を満たすときには、当該法人を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 審査

令和7年9月から10月の間に審査を行い、指定管理者候補者1団体を選定する。

ア 審査方法

(ア) 書類審査

(イ) プrezentation

提出された事業計画書等を基にプレゼンテーション（約20分）及び質疑応答を行う。

イ 選定結果の通知等

審査委員会の選定結果に基づき、市長は指定管理者の候補者を決定する。

選定結果については、申請をした法人に通知する。

3 選定基準

(1) 利用者の適切なサービス受給が確保されること。（10点）

(2) 公の施設の効用を効果的に発揮させること。（30点）

(3) 管理に要する経費の縮減を図ること。（20点）

(4) 管理を安定して行う能力を有すること。（20点）

(5) 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。

（10点）

(6) その他当事業を行う法人として適正であること。（10点）

第5 指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された法人は、令和7年第4回市議会定例会（予定）での議決を経て、正式に指定管理者として指定する。

2 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理等に関する細目的事項を協議の上、指定期間全体に関する基本的事項を定めた基本協定及び年度ごとの指定管理料等を定めた年度協定を締結する。

（1） 基本協定の主な項目

- ア 指定予定期間に関する事項
- イ 施設及び備品に関する事項
- ウ 事業計画に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 個人情報の取扱いに関する事項
- カ 損害賠償に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク 業務の引継ぎに関する事項
- ケ その他必要な事項

（2） 年度協定の主な項目

- ア 当該年度の事業実施に関する事項
- イ 市が負担する指定管理料に関する事項
- ウ その他必要な事項

3 留意事項

（1） 指定の取消し

市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

（2） 管理業務の継続が困難となった場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合は、市は、その指定を取り消すことができる。この場合において、指定管理者は、市に生じた損害を賠償するものとする。

イ 指定管理の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により、管理業務の継続が困難となった場合は、その継続の可否について両者協議の上、市は、その指定を取り消すことができる。

- (3) 協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合
市及び指定管理者は、双方が誠意を持って協議するものとする。
- (4) 施設等の変更及び原状回復
指定管理者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りではない。
また、指定期間が満了したとき又は指定を取り消されたとき等は、施設等を直ちに現状に回復するものとする。
- (5) 業務の引継ぎ等
ア 指定管理者は、協定の締結後、速やかに業務を引き継ぎ、研修等の事前準備を行うものとする。
なお、事前準備に要した費用は、指定管理者の負担とする。
イ 指定期間の満了又は指定の取消しにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は、管理運営に支障がないよう、円滑な引継に協力し、必要な資料等について提供するものとする。
- (6) 第三者への委任の禁止
指定管理者は、管理業務を自ら行うことを原則とし、一括して第三者に委託することはできない。ただし、清掃、警備等の個別の業務については、市長の承認を得て第三者に委託することができる。
- (7) 各種保険への加入
指定管理者は、施設賠償責任保険等必要な保険に加入するものとする。
- (8) モニタリングの実施
市は、「指定管理者制度導入施設におけるモニタリングに関する指針」に伴い、各種報告書、利用者アンケート調査、実地調査等により、指定管理者による施設の管理が適正かつ確実に履行されているかについての確認及び評価（以下「モニタリング」という。）を行う。
ア モニタリングの内容は、次のとおりとする。
(ア) 「事業報告書」による実施(年12回 毎月)
(イ) 「利用者アンケート調査」の実施(年1回 おおむね10月)
(ウ) 「定期実地調査」の実施(年2回 おおむね8月・2月)
(エ) 「管理業務の総括評価（自己評価）」の実施(年1回 おおむね翌年7月)
イ 各種報告書、利用者アンケート調査及び管理業務の総評価については、指定管理者の責任と費用により実施し、市に提出するものとする。
ウ モニタリングの実施時期、回数等具体的な内容については、協定締結後、市と指定管理者が協議して定めることとする。
エ モニタリングにより改善すべき事項が認められたときは、市は、指定管理者に対し必要な指導、指示を行う。

のぞみ福祉園指定管理者候補者審査基準

選定基準	評定				
1 利用者の適切なサービス受給が確保されるものであること。 (10点)	小計 点				
(1) 関係する法律、条例などに基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5	4	3	2	1
(2) 情報公開、個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	5	4	3	2	1
2 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。 (30点)	小計 点				
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	5	4	3	2	1
(2) 施設の現状を正しく認識し、今後のあり方について具体的かつ適切な提案があるか。	5	4	3	2	1
(3) 自主事業計画書の内容は適切か。	5	4	3	2	1
(4) 利用者に対するサービス向上策は適切か。	5	4	3	2	1
(5) 利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	5	4	3	2	1
(6) 苦情受付体制が整備されているか。	5	4	3	2	1
3 管理に要する経費の縮減を図るものであること。 (20点)	小計 点				
(1) 総合的に収支予算が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	5	4	3	2	1
(2) 経費節減のための方策は適切か。	5	4	3	2	1
(3) 人件費の設定は適切か。	5	4	3	2	1
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	5	4	3	2	1
4 管理を安定して行う能力を有するものであること。 (20点)	小計 点				
(1) 法人の経営状況に問題はないか。	5	4	3	2	1
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。	5	4	3	2	1
(3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務の範囲は適切か。	5	4	3	2	1
(4) 同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を期待できるか。	5	4	3	2	1
5 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。 (10点)	小計 点				
(1) 関係機関や地域住民との連携及び協力を行うことが期待できるか。	5	4	3	2	1
(2) 利用者の障害特性に応じた支援を行うことが可能か。	5	4	3	2	1
6 その他、当事業を行う法人として適正であること。 (10点)	小計 点				
(1) 将来的に事業を更に充実させていく能力があるか。	5	4	3	2	1
(2) 総合的に知的障害者施設を適切に運営していく能力があるか。	5	4	3	2	1
合 計 点 数	点				

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

武藏村山市長 殿

申請者 所 在 地
団体の名称
代表者氏名
連 絡 先 印

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、武藏村山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 指定を受けようとする公の施設の名称
武藏村山市立のぞみ福祉園

2 関係書類
別紙のとおり

（日本産業規格A列4番）

指定様式 1

事 業 計 画 書

〈施設の管理業務に対する基本方針〉

〈指定管理者の指定を申請した理由〉

〈施設の現状に対する認識及び今後のあり方〉

No. 1

〈施設の管理業務に係る職員体制等〉

1 職員体制

	職名 (常勤・非常勤の 別)	氏名	年 齢	①担当職務 ②勤務体制 ③資格の状況 ④知的障害業務の経験
1	管理者 常勤			
2	サービス 管理責任 者(常・非)			
3	(常・非)			
4	(常・非)			
5	(常・非)			
6	(常・非)			
7	(常・非)			
8	(常・非)			
9	(常・非)			
10	(常・非)			

※ 年齢は令和7年4月1日現在とする。

※ 資格証明書を添付すること。

※ 常勤、非常勤の区分は、常勤換算表によること。

※ 別に管理運営体制の組織図を添付すること(A4サイズ様式自由)。

※ 都からの「指定通知書」及び「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の写しを添付すること。

2 研修計画

3 緊急時の対応

(1) 防犯、防災に対する態勢

(2) その他の緊急事態に対する態勢

〈情報の公開を行うための措置〉

〈個人情報を保護するための措置〉

〈施設の運営に関する事項〉

1 自主事業計画について

2 利用者に対するサービス向上策

3 利用者の要望の把握及びその実現性

4 利用者の工賃向上策について

5 苦情受付体制について

6 経費節減のための方策

7 管理業務のうち再委託する業務

〈類似施設の運営実績〉

〈自由欄〉特にPRしたい事項を自由に記入ください。

指定様式2

収支計画書(年度)

1 収入

単位：千円

項目			金額
大項目	中項目	小項目	

2 支出

項目			金額
大項目	中項目	小項目	

各年度について作成してください。

(日本産業規格A列4番)

4 審査委員会審査要領

武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会審査要領

第1 趣旨

この要領は、武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会設置要綱（平成17年武蔵村山市訓令（甲）第16号。以下「要綱」という。）により設置する武蔵村山市公の施設の指定管理者候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）における指定管理者の候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 総則

1 審査の対象施設

武蔵村山市立のぞみ福祉園

2 審査委員会の委員

審査委員会の委員は、要綱第3条第2項の規定により、次の表に掲げるとおりとする。

氏名	区分	備考
石川 浩喜	副市長の職にある者 (要綱第3条第2項第1号該当)	委員長
雨宮 則和	企画財政部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当)	職務代理者
乙幡 康司	総務部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当)	
増田 宗之	公の施設の所管部長の職にある者 (要綱第3条第2項第2号該当)	

3 審査の基準

審査の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の適切なサービス受給が確保されるものであること。
- (2) 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。
- (3) 管理に要する経費の縮減を図るものであること。
- (4) 管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (5) 障害者福祉に対する熱意があり、利用者に適切な支援が行えるものであること。
- (6) その他、当事業を行う法人として適正であること。

第3 審査及び選定の方法

1 通則

選定は、申請団体の名称を明らかにした上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）の内容及び当該団体による提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を基に採点方式の総合評価により行う。

2 説明（プレゼンテーション）

申請団体から20分以内で提出書類の内容に関する説明（プレゼンテーション）を受け、その後、10分程度の質疑応答を行う。

3 審査基準

審査は、第2の3の審査基準を踏まえて別に定める指定管理者候補者審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき、各項目について5段階評価により1点から5点までの点数を付することにより行う。

各委員の採点を審査基準の項目ごとに集計した点数を委員の数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入する。以下「評点」という。）の合計が過半点に満たない場合又は評点の小計のいずれかが満点の10分の3に満たない場合は、失格とする。

第4 選定結果の公表

選定結果については、申請団体に通知するとともに、市のホームページにおいてその概要を公表する。ただし、公表することにより、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項は、公表しないものとする。